

「筑紫野市証明書自動交付機（行政キオスク端末）導入業務公募型プロポーザル」への質疑回答

令和8年5月15日公表

番	仕様書等の該当項目	質疑事項	回答
1	実施要領 8（2）④（オ） 行政キオスク端末導入後に必要となるランニングコスト 導入業務仕様書 8（2）見積積算除外項目	該当には「60 カ月分の費用を記載」とありますが、業務仕様書の 8.見積精算の前提条件、には保守費用・交付手数料・A4 用紙とレシートは見積積算除外費目、となっています。どちらが正解でしょうか	実施要領 8（2）④にて提出を依頼しておりますが、提案書には、選定の参考とするため、保守費用・交付手数料・A4 用紙とレシート用感熱ロールペーパー等の費用を含めた 60 カ月分の費用を記載してください。 実施要領 8（2）⑤で依頼している見積書には、導入業務にかかる費用を記載していただくこととなるため、導入業務仕様書のとおり、保守費用・交付手数料・A4 用紙とレシート用感熱ロールペーパー等のランニングコストは除外して作成してください。 なお、導入業務仕様書別添 4 ⑤に記載のとおり、監視カメラのメーカー保守 5 年間分については、見積書に含めて記載してください。
2	実施要領 6 業務スケジュール（予定）	プロポーザル審査会において、現地訪問と、リモート参加を想定しています問題はないでしょうか？	実施要領 10（3）に記載のとおり、受注候補者については、書類審査により選定することとしておりますので、現地訪問及びリモートでの参加は不要となります。